

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、扶養義務者のいないものは、被保険者とししない。

第5条中「法第54条第1項」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条第1項」に改める。

第10条に次のただし書きを加える。

ただし、第24条の規定による保険料の減免を行う場合においては、当該控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第10条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第24条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第12条を次のように改める。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定す

る総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては，同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第13条第1項第1号中「保険料の基礎賦課額の算定の基礎となる市民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に，「第29条の7第2項第6号」を「第29条の7第2項第4号」に，「当該年度における見込額」を「見込総額」に改め，同項第

3号ア中「世帯の数」を「世帯の見込数」に改め、「日の」の次に「前日の」を加え、「数に」を「見込数に」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第14条の2に次のただし書きを加える。

ただし、第24条の規定による保険料の減免を行う場合においては当該控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第14条の2に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第24条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第14条の2の4第1項第1号中「保険料の基礎賦課額の算定の基礎となる市民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第3項第5号」を「第29条の7第3項第4号」に、「第32条の9」を「第32条の9の2」に、「当該年度における見込額」を「見込総額」に改め、同条第2項中「1円」を「10円」に改める。

第14条の2の10に次のただし書きを加える。

ただし、第24条の規定による保険料の減免を行う場合においては当該控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第14条の2の10に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第24条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第14条の5第1項第1号中「保険料の介護納付金賦課額の算定の基礎となる市民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第4項第5号」を「第29条の7第4項第4号」に、「当該年度における見込み総額」を「見込総額」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第14条の7の2中「「の額（）」とあるのは「の額（特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。）」を「「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例

対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法）」に改める。

第25条第2項中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

附則に次の5項を加える。

（平成25年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

11 平成25年度における第12条第1項、第14条の7の2の規定の適用については、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 当該年度の地方税法の規定による市民税（同法第328条の規定によつて課する所得割の額を除く。）が課されない被保険者（藤沢市市税条例で定めるところにより市民税が免除された者を含むものとし、市民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。） 第12条第1項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）から当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の85に相当する金額を控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等である場合は、当該一般被保険者に係る第14条の7の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の85に相当する金額を控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）とする。

(2) 前号に掲げる被保険者以外の被保険者であつて、賦課期日の属する年の前年の所得に係る第14条の7の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定により控除する額並びに同法第314条の2第1項第11号に規定す

る控除対象扶養親族以外の同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（以下この項において「控除対象者」という。）を有する場合は、控除対象者の数に330,000円を乗じて得た額を控除した後の金額をいう。以下この項において同じ。）の100分の160の金額を超える被保険者（第12条第1項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）から当該一般被保険者に係る課税標準額の100分の160の金額を控除した額の100分の85に相当する金額を、当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等である場合は、当該一般被保険者に係る第14条の7の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る課税標準額の100分の160の金額を控除した額の100分の85に相当する金額を、当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）とする。

（退職被保険者の被扶養者に関する経過措置）

12 法附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年間の収入が1,300,000円未満（60歳以上の者又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がいがある者である場合は、1,800,000円未満）の者であり、かつ、当該収入が当該者に係る退職被保険者（法附則第6条第1項本文に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。）の年間の収入の2分の1未満である者

(2) 前号に準ずる者として市長が認めた者

（平成26年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

13 附則第11項の規定は、平成26年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、同項中「100分の85」とあるのは「100分の60」と読み替えるものとする。

（平成27年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

14 附則第11項の規定は、平成27年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、同項中「100分の85」とあるのは「100分の30」と読み替えるものとする。

(平成28年度以後における保険料に係る所得割額の算定の特例)

15 当分の間、附則第11項第1号の規定は、平成28年度以後の各年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、同号中「100分の85」とあるのは「100分の30」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条、第12条、第13条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項、第14条の2、第14条の2の4、第14条の2の10、第14条の5並びに第14条の7の2の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部が改正され、保険料の所得割額の算定方式が旧ただし書方式に統一されるとともに、保険者独自の保険料軽減に要する費用を保険料の賦課総額に含めることができることとされることに伴い、本市の国民健康保険においても同様の措置を講ずるため、及びこの措置に伴う保険料への影響に対する緩和措置を講ずるため、所要の改正をする必要による。